

＜遺産分割調停（審判）を申し立てる方へ＞

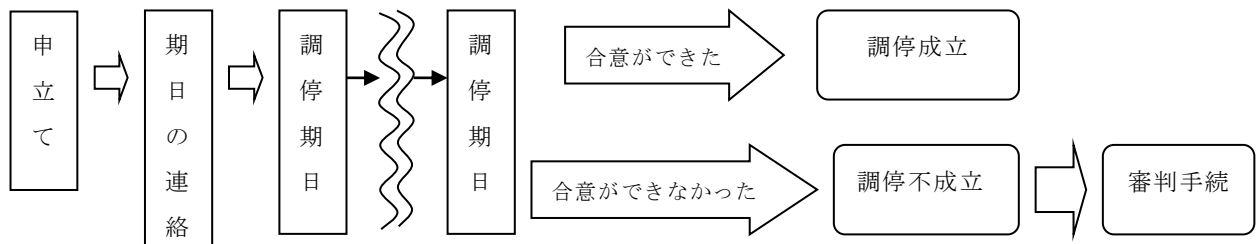
1 概要

亡くなられた方（被相続人）の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停（審判）を申し立てることができます。この調停では、申立人となっていない相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方（ら）から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などについての希望を聴き、解決のための必要な助言を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。

調停手続の流れは、下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聴きしながら話し合いを進めていきます。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、当事者ご本人全員に同時に調停室に入ってください、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。また、上記説明の際に使用しますので、各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。



話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、そのまま審判手続が始まり、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

また、調停では、初回の導入部や各回のまとめの際に、申立人と相手方（ら）に同席していただき、裁判所から説明を行うことが原則となっています。

2 申立先

調停の場合：相手方の住所地を管轄する家庭裁判所

審判の場合：亡くなられた方（被相続人）の最後の住所地を管轄する家庭裁判所

＊ ただし、調停・審判のいずれについても、相手方との間で、申し立てる家庭裁判所に関する合意ができていれば、その合意の書面（管轄合意書）を申立書と共に提出することで、その家庭裁判所に申し立てることができます。

3 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙：被相続人1人につき、1,200円分
- ☐ 連絡用郵便切手：相続人1人につき、140円×1枚、82円×5枚、10円×10枚、1円×10枚
合計 660円分

4 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

・ 申立て時の提出書類等

- ☐ **申立書（裁判所用）＋申立書コピー（相手方（ら）用，申立人（あなた）用の控え）**

→ 申立書（目録を含む）は，法律の定めにより相手方全員に送付しますので，申立書とともに相手方（ら）送付用のコピー（人数分）を提出してください。申立人用の控えは，調停（審判）期日に持参してください。

- ☐ **事情説明書 1 通**

- ☐ **進行に関する照会回答書 1 通**

- ☐ **連絡先等の届出書 1 通**

→ 連絡先等について非開示を希望する場合には，「連絡先等の届出書」の下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記載してください。

- ☐ **被相続人との関係を証する戸籍等**

→ 相続人らが被相続人とどのような間柄かによって異なります

ア 相続人が被相続人の配偶者，子，親以外にはいない場合

被相続人の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本

配偶者が死亡している場合，配偶者の死亡の記載のある戸籍（除籍）謄本

子の中で死亡している方がいる場合，亡くなった方の出生から死亡までの連続した全戸籍（除籍）謄本

イ 相続人の中に，被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合

アで必要になる戸籍謄本に加えて，被相続人の父母の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本

兄弟姉妹のなかで死亡している方がいる場合，亡くなった方の出生から死亡までの連続した全戸籍（除籍）謄本

ウ 相続人の中に，子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合

ア，イのいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて，代襲者と本来の相続人（被代襲者）との続柄を示す戸籍謄本が必要となります。

- ☐ **被相続人の戸籍附票（又は住民票除票）**

- ☐ **相続人全員の戸籍謄本，戸籍附票（又は住民票）各 1 通**

- ☐ **（遺産に不動産があるとき）不動産登記事項証明書，固定資産評価証明書各 1 通**

- ☐ **（作成されているとき）遺言書，遺産分割協議書，一部分割の審判書か調停調書又は預貯金金債権の単独行使の内容が分かる金融機関発行の証明書の写し**

※ 戸籍謄本等の証明書類は，3 か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 共通する戸籍謄本等については，全体で一通あれば結構です。

※ 事情によっては資料を追加していただく場合もあります。

・ 調停（審判）進行中の提出書類等

次の書類を第 1 回調停（審判）期日までに可能な限り提出してください。事案に応じて，このほかの書類等を提出していただくことがあります。

- ☐ **遺産に属する物又は権利に関する資料の写し（コピー）及び資料説明書**

→ 相続税申告書，預貯金の通帳・証書・残高証明書，有価証券・投資信託に関する取引口座の残高報告書，不動産評価額の査定書など，遺産の内容や評価額が分かるもの。

- ・ 提出方法

遺産分割調停（審判）は、当事者全員が遺産の内容等を把握した上で話し合い等を進める手続です。そのため、書類等を提出する場合は、裁判所用及び相手方用として裁判所提出分1通と相手方人数分のコピー（例えば相手方5名の場合、裁判所分も入れて合計6通が必要）を提出し、調停（審判）期日にはご自身用の控えと資料の原本も持参してください。

書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書に当該書面を添付して提出してください。この申出書を参考に、裁判官が相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します（・参照）。

- ・ 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、調停手続では閲覧・謄写が許可されなかった書類等であっても、審判のために必要なものについては、法律の定める除外事由がない限り、閲覧・謄写が許可されます。これは、最初から審判を申し立てた場合も同様です。

5 問合せ先

次ページ記載のとおり

- 水戸家庭裁判所（訟廷事務室）
郵便番号 310-0062
住 所 茨城県水戸市大町1丁目1番38号
電話番号 029-224-8175

- 水戸家庭裁判所日立支部（家事係）
郵便番号 317-0073
住 所 茨城県日立市幸町2-10-12
電話番号 0294-21-4441

- 水戸家庭裁判所土浦支部（家事書記官室）
郵便番号 300-8567
住 所 茨城県土浦市中央1-13-12
電話番号 029-821-4349

- 水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部（家事係）
郵便番号 301-0824
住 所 茨城県龍ヶ崎市4918
電話番号 0297-62-0100

- 水戸家庭裁判所麻生支部（家事係）
郵便番号 311-3832
住 所 茨城県行方市麻生143
電話番号 0299-72-0091

- 水戸家庭裁判所下妻支部（家事書記官室）
郵便番号 304-0067
住 所 茨城県下妻市下妻乙99
電話番号 0296-43-7193